自動車リサイクルシステム用語集

No.	用語	よみがな	意味/自動車リサイクル法との関連解説	その他の表記
1	後付け装備	あとづけそうび	自動車リサイクル法でリサイクルの対象として指定されている物品で、新車販売時には装備されておらず、引取時までに、いわゆる後付けで装着された装備(エアバッグ類とカーエアコン(フロン類))のこと。	後付け
	アンダーボディパネル	あんだーぼでぃぱねる	床面部分のパネル。構造により分割位置はさまざまであるが、車体のボディ下部の骨格部材。	
3	1号委託	いちごういたく	自動車の製造・輸入台数が省令で定める台数に満たないメーカー又はインボーターの場合、指定再資源化機関に再資源化に必要な行為の実施を委託することができ、これを1号委託と呼ぶ。指定再資源化機関は、このような単独でのリサイクルが困難な小規模製造・輸入業者から委託を受け、再資源化等を実施(法第106条1項)。	1号
4	1号義務者	いちごうぎむしゃ	指定再資源化機関に対し、再資源化に必要な行為の実施を委託している、小規模製造・輸入業者のこと。	1号インポタ
5	一時抹消登録	いちじまっしょうとうろく	道路運送車両法第16条に規定される抹消。 (名義変更や住所変更を伴う一時抹消登録のことを、「移転抹消」「名変抹消」「転入抹消」 と呼ぶこともある)	一時抹消 移転抹消 名変抹消 転入抹消
6	一般社団法人 自動車再資源化協力機構		自動車メーカー12社と日本自動車輸入組合にて設立。自動車メーカー・輸入業者からの委託を受け、自動車リサイクル法に基づきフロン類・エアバッグ類の引取り・再資源化(破壊)のための体制を構築し、その運営を実施。	自再協、JARP
7	一般社団法人 全国軽自動 車協会連合会	いっぱんしゃだんほうじん ぜんこくけいじどう しゃきょうかいれんごうかい	軽自動車取扱い新車販売会社が加盟する業界団体。	全軽自協
8	一般社団法人 日本ELVリサイクル機構	いっぱんしゃだんほうじん にほんいーえるぶ いきこう	使用済自動車の適正処理を通じて社会に貢献することを目的とした業界団体。	ELV機構
9	一般社団法人 日本自動車 工業会	いっぱんしゃだんほうじん にほんじどうしゃこうぎょうかい	日本国内で自動車を生産している自動車メーカーが加盟する業界団体。	自工会、JAMA
10	一般社団法人 日本自動車 車体工業会	いっぱんしゃだんほうじん にほんじどうしゃ しゃたいこうぎょうかい	トラック・バンの荷台架装やバス車体、トレーラや各種特装車の製造会社で構成されている。	車工会、JABIA
11	一般社団法人 日本自動車 整備振興会連合会	いっぱんしゃだんほうじん にほんじどうしゃせいびしんこうかいれんごうかい	自動車分解整備事業者を会員とした道路運送車両法第95条規定される業界団体。	日整連、JASPA
12	一般社団法人 日本自動車 販売協会連合会	いっぱんしゃだんほうじん にほんじどうしゃはんばいきょうかいれんごうかい	新車販売会社が加盟する業界団体。	自販連
13		ん にほんちゅうこしゃ	中古自動車販売業の健全な発展を図るため、中古自動車の販売を主たる業とする企業の体制の高度化と中古自動車の公正な流通の促進を推進するとともに、消費者利益の保護、環境の保全、安全の確保等、国の行政施策に協力することにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 中古車流通の健全な発展を図ることを目的とし、中古自動車販売を主たる業とする企業で構成される業界団体。	中販連、J U
14	一般社団法人 日本自動車連盟		JAFは自動車ユーザー団体として、ロードサービスを始めとする安全と安心の支えとなるサービスを提供するとともに、交通安全活動・環境対策活動なども積極的に推進。	JAF
15	一般廃棄物	いっぱんはいきぶつ	産業廃棄物以外の廃棄物。	
16	移動報告	いどうほうこく	自動車リサイクル関連事業者(引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者、自動車製造業者等)などが使用済自動車・解体自動車、再資源化等物品を引き取ったり引き渡したりした際に、必要事項を情報管理センターに一定期間内に電子情報処理組織等を使用して報告すること。	
17	インポーター	いんぽーたー	海外生産車の輸入権を持ち、国内の新車ディーラーへ卸す役割を果たす会社。	
18	埋立処分	うめたてしょぶん	廃棄物を埋立てて始末すること。固体廃棄物や減容処理した灰分などを地表や水底等に積み重ねていくことをいい、最終的なごみの処分法として、古くから行われている。	
19	ASR	えいえすあーる	Automobile Shredder Residueの略。使用済み自動車をシュレッディング(破砕)し、金属等の有用物を取り除いた残さ(残りかす)。	シュレッダダスト、自動車 破砕残さ

1

No.	用語	よみがな	意味/自動車リサイクル法との関連解説	その他の表記
20	H F O	えいちえふおー	カーエアコン用の新しい冷媒。 E Uにおいて、2011年以降に製造される新型車より、温暖化係数(GWP)の高いHFCをエアコンの冷媒に使用禁止とされ、これに変わる冷媒とされている。 HFOは、自動車リサイクル法に基づいた回収の対象冷媒ではなく、リサイクル料金(フロン類回収に係る再資源化預託金)は設定されていない。よってHFO1234yfを使用することでリサイクル料金の低減につながる。	ハイドロフルオロオレフィン
21	H F C 1 3 4 a	えいちえふしーいちさ んよんえー	フロン類の一種であるハイドロフルオロカーボンの一品種。1995年以降に生産された自動車のエアコン用冷媒として主に使用されている。(オゾン層は破壊しないとされているが、温暖化係数の非常に高い物質)。	HFC
22	ART	えーあーるてぃー	自動車メーカー・輸入業者にて2つのグループ(チーム)を構成しているうちの1つ。自動車リサイクル法に基づきASRの引取り・再資源化を実施。(国内メーカーでは、日産・マツダ・三菱・三菱ふそう・スズキ・富士重工・いすゞ・UDトラックスが所属)	
23	解体業者	かいたいぎょうしゃ	使用済自動車の解体を行う業者。使用済自動車のリサイクル・処理を再資源化基準に従って 適正に行い、エアバッグ類(ガス発生器)を自動車製造業者等に引き渡す役割を負う。使用済 自動車から、エアバッグ・バッテリー・タイヤ・蛍光灯の回収を行った上に、廃油・廃液の抜取りな ど、適正処理を行う事業者(自動車リサイクル法第60条第1項)。	
24	解体報告記録日	かいたいほうこくきろく び	破砕業者が引取報告を行った日、もしくは解体業者が全部利用に引渡報告を行った日。	
25	拡大生産者責任	かくだいせいさんしゃせきにん	EPR(Extended Producer Responsibitily)。生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。OECD(経済協力開発機構)が提唱した。循環型社会形成推進基本法にもこの考え方が取り入れられている。	
26	逆有償	ぎゃくゆうしょう	自動車リサイクルシステムは使用済自動車が概ね有価で流通することを前提とした仕組みであるため、使用済自動車の引渡しにおいては、最終所有者は引取業者から使用済自動車の資源的価値相当額を受取ることとなる。この場合、引取業者は最終所有者に対して使用済自動車の資源的価値の情報提供を行う役割を担う。 使用済自動車の資源的価値が無くなったことにより、最終所有者が引取業者に費用を支払った上で使用済自動車を引渡す取引を逆有償という。 そして、自走不可能車の引取りに要する運搬費等が発生する場合、当該運搬費等を使用済自動車の資源的価値相当額に含めてはならならない。 引取業者は使用済自動車の資源的価値相当額と運搬費等を区分した上で精算する必要がある。	
27	組立車	くみたてしゃ	部品から組み立てた車のこと。	
28	経済産業省 製造産業局 自 動車課	けいざいさんぎょうしょ うせいぞうさんぎょう きょくじどうしゃか	自動車リサイクル法の主務官庁である経済産業省の担当部署。行政における自動車産業分野の全般を担当している部署。	経産省、METI
29	軽自動車	けいじどうしゃ	道路運送車両法で定められている長さ3.4m以下・幅1.48m以下・高さ2.00m 以下の車両	
30	軽自動車検査協会	けいじどうしゃけんさ きょうかい	国土交通大臣に代わって軽自動車の検査を行う機関で全国89ヶ所の検査場を擁し、検査 業務を統括している協会。	軽検協
31	公益財団法人 自動車リサイクル促進センター		資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理 の促進に関する事業を行い、自動車等ユーザーの便益の確保及び国民経済の健全な発展を 図り、もって国民生活の維持、向上に寄与することを目的とする。	JARC
32	構内車	こうないしゃ	空港・工場等、私有地内でしか使用しないため、届出・登録をしていない (ナンバーを受けていない) 自動車。	
33	再資源化	さいしげんか	使用済自動車、解体自動車または特定再資源化物品の全部または一部を原材料または部品その他製品の一部として利用することが出来る状態にする行為(マテリアルリサイクル) (自動車リサイクル法第2条第9項)。	
34	再資源化等	さいしげんかとう	再資源化及びフロン類の破壊(フロン類回収破壊法第33条第3項の規定による破壊をいう) をいう(自動車リサイクル法第2条第10項)。	
35	再資源化預託金等	さいしげんかよたくきんとう		リサイクル料金、リサイク ル料金等
36	最終所有者	さいしゅうしょゆうしゃ	使用済自動車の最終所有者。	
37	産業廃棄物	さんぎょうはいきぶつ	次に掲げる廃棄物をいう。①事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物。②輸入された廃棄物(①に掲げる廃棄物、「航行廃棄物」、「携帯廃棄物」を除く。)	
38	産業廃棄物最終処分場	さんぎょうはいきぶつさ いしゅうしょぶんじょう	産業廃棄物の処理(主に埋立処分)を効率的かつ適正に行う為に設置された施設。	
39	産業廃棄物処理業者	さんぎょうはいきぶつ しょりぎょうしゃ	産業廃棄物の収集運搬または処分の委託を受け、業として行う者のこと。業を行うためには区域を管轄する都道府県知事または保健所設置市長の許可が必要であり、収集運搬業の場合は産業廃棄物を積卸す場所でそれぞれ許可を取得しなければならない。	

No.	用語	よみがな	意味/自動車リサイクル法との関連解説	その他の表記
40	産業廃棄物処理施設	さんぎょうはいきぶつ しょりしせつ	産業廃棄物の脱水、焼却、中和、分解、破砕などの処理において、一定の能力を超える処理施設や最終処分場をいう。設置する場合は、処理業の許可とは別に都道府県知事または保健所設置市長から施設の設置許可を受ける必要がある。処理施設の設置にあたっては、周辺地域の環境保全や周辺住民への配慮を目的とした調査や協議を進める必要がある。	
41	3 1 条認定	さんじゅういちじょうに んてい	自動車製造業者・自動車輸入業者が解体業者等に委託してシュレッダーダストを生じさせない 方法で解体自動車を国内においてリサイクルするための国による認定。(具体的には電炉等に 鉄鋼の原料として投入することを想定。)	
42	資金管理料金	しきんかんりりょうきん	資金管理法人が再資源化預託金等の管理(含む徴収、運用、払渡し)を行う為に要する費用を賄う為に、預託金とは別に所有者に請求できる料金のこと。主務大臣の認可が必要。	
43	下取車	したどりしゃ	ユーザーが自動車を買い替える際、そのユーザーが今まで使用していた自動車をディーラーが有価[有償]で引き取った場合の車両。	
44	自治体	じちたい	国家から自治の権能を認められた公共の団体。自動車リサイクルシステム への事業者登録を行うには、事前に自治体(都道府県知事または保健所設置市の市長)の登録・許可が必要。	
45	自動車製造業者等	じどうしゃせいぞうぎょう しゃとう	自動車の製造、輸入する行為等を業として行う者。国産自動車メーカーと正規自動車輸入業者(インボーター)を指す(自動車リサイクル法第2条第15、16項及び第3条)。	
46	自動車リサイクルシステム	じどうしゃりさいくるしす てむ	自動車リサイクル法に関係する、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者等が利用する情報システムの総称。	リサイクルシステム
47	自動車リサイクル法	じどうしゃりさいくるほう	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称。使用済自動車の引き取り方法や適正な処理、ユーザーや関連事業者の費用負担・役割分担などを規定した法律。	リサイクル法、自り法
48	車上作動処理	しゃじょうさどうしょり	自動車メーカーの委託を受けてエアバッグ類を使用済自動車または解体自動車に装備されたままの状態で作動させる方法。	
49	車両重量	しゃりょうじゅうりょう	単位:Kg。自動車検査証等に記載の事項。	
50	重量税還付	じゅうりょうぜいかんぷ	自動車リサイクル法の枠組みに従って適正に解体されたことが、改正道路運送車両法の永久抹消等により公的に確認された自動車について、使用済自動車を引取業者に引き渡した者に対し、車検の残期間に応じた額の重量税を還付するという制度。	
51	使用済自動車	しようずみじどうしゃ	自動車のうち、その使用(倉庫など運行以外の用途での使用を含む。)を終了したもの(自動車リサイクル法第2条第2項)。	ELV、廃車、使用済 み自動車
52	使用済自動車引取証明書	しようずみじどうしゃひ きとりしょうめいしょ	法第80条で規定される引取業者にて発行する書面。リサイクル券のB券に相当。	B券
53	情報管理料金	じょうほうかんりりょうき ん	情報管理センターの情報管理に要する費用で、主に電子マニフェストの管理に要する費用に充当するために自動車の所有者より徴収する料金のこと。自動車の所有者が再資源化等預託金と一緒に資金管理法人に預託し、移動報告がされるまで資金管理法人にて管理・運用されて	
54	所有権留保付車両	しょゆうけんりゅうほつ	代金債権を担保するため引渡後も所有権を売主のところに留保してある自動車。	
55	3 R	すりーあーる	「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。リデュース、リユース、リサイクルの頭文字を取ってこう呼ばれる。循環型社会形成推進基本法は廃棄物処理やリサイクルの優先順位を①リデュース、②リユース、③リサイクル、④サーマルリサイクル、⑤適正処分と定めている。3Rにリフューズ(Refuse = ごみになるものを買わない)を加えて「4R」、さらにリペア(Repair = 修理して使う)を加えて「5R」という場合もある。	
56	全部利用	ぜんぶりよう	自動車製造業者・自動車輸入業者が解体業者等に委託してシュレッダーダストを生じさせない 方法で解体自動車を国内においてリサイクルすること。(具体的には電炉等に鉄鋼の原料として 投入することを想定。)	
57	登録自動車	とうろくじどうしゃ	道路運送車両法の規定による自動車の登録制度の対象となる普通自動車、大型自動車等で、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く自動車。	
58	特定再資源化預託金等	とくていさいしげんかよたくきんとう	リサイクル料金等のうち、輸出中古車につき返還請求がない場合、廃車ガラ輸出によりシュレッダーダストの処理が不要となった場合等に結果として発生し、主務大臣の承認・認可を受け、再支援化支援部の行う離島対策の事業等のように使途が確定された『特定再資源化預託金等』の略称(自動車リサイクル法第98条)。	特預金
59	日本自動車輸入組合	にほんじどうしゃゆにゅ うくみあい	海外の自動車メーカーと直接輸入契約を結ぶインポーターによって構成され、輸入車市場の健全な発展のために、諸統計の作成、共同展示事業、技術情報の提供等の事業を行う。	JAIA
60	廃車	はいしゃ	自動車所有者は、引取業者に使用済自動車を引渡す場合、当該自動車を使用済みにする 意思を書面などで明確に示す必要がある。この場合、本来「使用済みにする」の意思表示を行 うべきところ、「廃車にする」の用語を使ったことにより、当該取引が使用済自動車であったのか、 中古自動車であったのか、不明確となり、自動車所有者の意思表示としては不完全なものとな る。経済産業省・環境省は、自動車リサイクルに関る関係者に対して、誤解を招きかねない「廃 車」の用語を使わないように周知を行っている。	
61	排出事業者	はいしゅつじぎょうしゃ	自ら利用した後の使用済バッテリー及び建物の解体等で不要となった使用済バッテリー、又は バッテリーの使用者から引き取った使用済バッテリーを排出する事業者。	

No.	用語	よみがな	意味/自動車リサイクル法との関連解説	その他の表記
62	引取義務	ひきとりぎむ	引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車について、当該 使用済自動車を引取らなければならないという義務。	
63	引取業者	ひきとりぎょうしゃ	最終ユーザーから使用済自動車を引取る事業者。使用済自動車を引き取る業者で、自動車の販売店・整備業者が兼務しているケースが多い。引取業を行うことについて登録を受けた業者(自動車リサイクル法第42条第1項)。 最終ユーザーから使用済自動車を引取る事業者。使用済自動車を引き取る業者で、自動車	
			の販売店・整備業者および解体業者が兼務しているケースが多い。引取業を行うことについて登録を受けた業者(自動車リサイクル法第42条第1項)。	
64	引渡義務	ひきわたしぎむ	自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引渡さなければならないという義務。	
65	不適正処理	ふてきせいしょり	法律に反した方法にて使用済自動車等を処理すること。 産業廃棄物についての、許可を受けていない処理業者への委託、排出者が産業廃棄物の適 正処理を確認するための産業廃棄物管理票への虚偽記載、不法投棄、野焼き等。	
66	不法投棄、野積み	ふほうとうき、のづみ	車のユーザーや一部業者が、使用済みとなった自動車を適正処理をせずに、路上や河川敷等に 不法に投棄したり、業者の所有地や借地に廃車を積み重ねたり(野積み)して放置する事等 をいう。廃掃法では廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格を持つ処理業者に委託し なければならないとされている。	
67	プリテンショナー	ぷりてんしょなー	自動車に搭載されている安全装置。衝突時にシートベルトの帯(ウェビング)のたるみをとり除くことにより、乗員が前方に動き出す前に確実に座席に固定し、乗員の保護性能を向上することが目	
68	フロン類	ふろんるい	エアコンや冷凍機などヒートポンプ機器の冷媒、建物の断熱発泡剤に使われる。 フロン類を回収する業を行うものは、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない(自動車リサイクル法第53条第1項)。	
69	抹消登録手続	まっしょうとうろくてつづ き	自動車の使用を一時中止する場合(道路運送車両法第16条)、又は自動車の用途を廃止(滅失、解体)する場合の申請(道路運送車両法第15条、第15条の2)。	廃棄物管理票
70	マニフェスト	まにふぇすと	廃棄物の処理工程を管理する管理票。廃棄物の適正な処理を管理・把握するために、各事業者間で回付する書面。自動車リサイクル法では、紙による管理から電子による管理へと移行。	廃棄物管理票
71	リサイクル (再利用)	りさいくる	Recycle。ごみを原料として利用すること。「再資源化」や「再生利用」といわれることもある。 具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収したものを、利用しやすいように 処理し、新しい製品の原材料として使うことを指す。リユース部品とリビルト部品から成る。	再資源化
72	リサイクル券	りさいくるけん	リサイクル券は、新車新規登録時(およびかつては継続検査時)にリサイクル料金が預託された車両に対して、預託証明等を目的に発行される書面で、A~D券の4種類で構成されている。 A券:預託証明書 リサイクル料金が預託されていることを証明する書面 B券:使用済自動車引取証明書 廃車時に引取証明書として引取業者から最終所有者に交付 C券:資金管理料金受領証 資金管理料金の受領を証明する書類 D券:料金通知書兼発行者控え 発行した事業者における控え	R券
73	リサイクル部品	りさいくるぶひん	新品の原型を最大限に止めたまま、再利用される部品で、品質確認を介して商品化された保証付きの部品。リユース部品とリビルト部品から成る。	
74	リデュース(発生抑制)	りでゅーす	Reduce。ごみを出さないこと。「ごみの発生抑制」ともいわれる。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことを指す。	
75	離島(自動車リサイクル法 上)	りとう (じどうしゃりさい くるほうじょう)	自動車リサイクル法上の離島とは、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の対象となる島を指す(自動車リサイクル法施行令第15条)。	
76	リビルト部品	りびるとぶひん	使用済自動車から取り外した部品や修理の際に発生した交換部品等をベースに、磨耗、劣化した構成部品を新品と交換、再組み立てしテスターを用いて品質確認を行い、商品化された再生利用された部品。	
77	リユース (再使用)	りゆーす	Reuse。製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として再利用すること。 Reuse。製品化された物を再資源化せずに再利用すること。	
78	リユース部品	りゆーすぶひん	使用済自動車から利用できる部品を取り外し分解等の手を加えず、目視・現車・テスターなどによる点検を行い、清掃・美化を施し、商品化された再利用の部品。	
79	レアアース	れああーす	レアアースは、3 1 鉱種あるレアメタルの一種で、1 7 種類の元素(希土類)の総称。 次世代自動車に不可欠なレアアース磁石の材料であるネオジム・ジスプロシウム、HDDガラス基 板等の研磨剤や自動車用排ガス触媒に使用されるセリウム、ランタン等がある。	
80	レアメタル	れあめたる	鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において、「地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、現在工業用需要があり今後も需要があるものと、今後の技術革新に伴い新たな工業用需要が予測されるもの」と定義されている。現在31鉱種を対象としているが、定義を踏まえ鉱種は情勢に応じて見直しがあり得るもの。	
81	路上放棄車	ろじょうほうきしゃ	公道(自治体が管理する河川敷を含む)に不法に捨てられた自動車。路上放棄車等の不法 投棄・不適正処理の懸念も生じていることが、自動車リサイクル法制定の背景にある。	